

USMCAに関する米国での反応 トランプ政権の通商政策のアップデート

磯部 真一

日本貿易振興機構（JETRO）
ニューヨーク事務所 調査担当ディレクター

2020年7月2日

内容

1. USMCA-米国での反応
2. USMCA-トランプ政権の運用方針
3. トランプ政権の通商政策の現状と見通し
 - 対中通商政策
 - 対EU通商政策
 - 通商拡大法 2 3 2 条

(参考) 日米貿易協定

1. USMCA-米国での反応

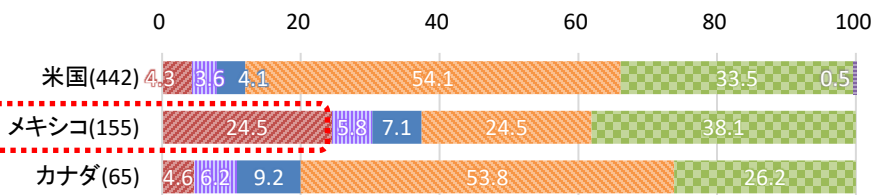
ジェトロ調査 | USMCA、「マイナスの影響」はメキシコが25%で最大

- ジェトロが昨年4Qに実施したアンケート調査につき、米墨加3カ国の結果（製造業）を比較すると、**USMCA発効が「マイナスの影響」との割合はメキシコが24.5%、カナダが4.6%、米国が4.3%**となった
- 輸送用機器（自動車／二輪車）では米国とカナダがマイナスの影響（23.1%、20.0%）、輸送用機器部品（自動車／二輪車）ではメキシコがマイナスの影響（36.8%）と回答した企業の割合が高かった

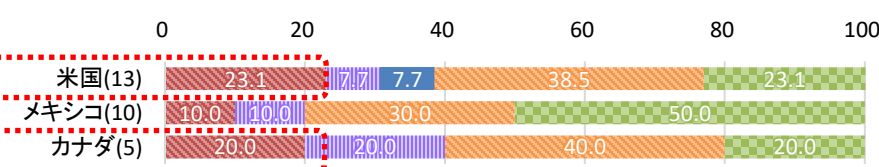
USMCA発効による影響の度合い（米国、メキシコ、カナダ）



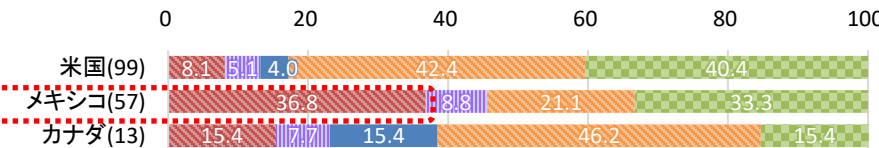
製造業全体 (%)



輸送用機器（自動車／二輪車）



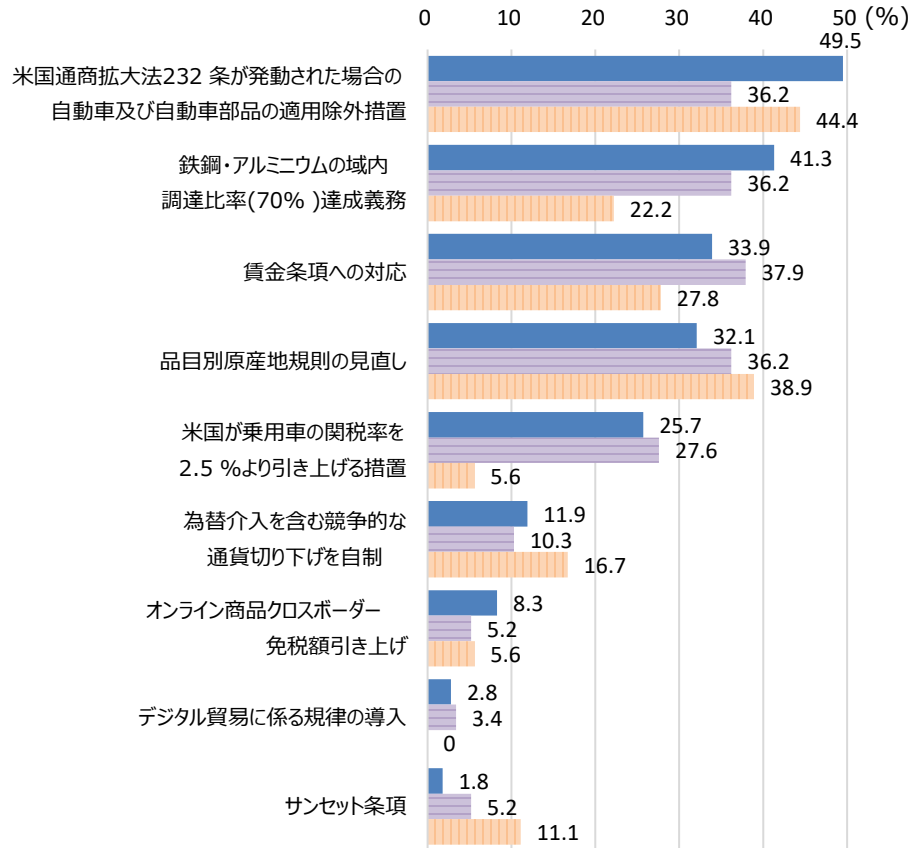
輸送用機器部品（自動車／二輪車）



(注) 米国は製造業のうち、「生産あり」の企業を抽出。

企業の経営に影響を与える項目（米国・メキシコ・カナダ、複数回答）

■ 米国(109) ■ メキシコ(58) ■ カナダ(18)



(出所) 2019年度 米国進出日系企業実態調査 (2020年2月)

ジェトロ調査 | USMCA、在北米製造業の対応策

- USMCAへの対応策について、3カ国の調査結果と比較すると、「何も変更しない」（メキシコ49.0%、カナダ47.8%、米国39.2%）が約4～5割を占めるが、「調達先の一部または全部変更」は米国（14.4%）とメキシコ（14.2%）が高く、「生産地の一部または全部を他拠点から所在国に移管」はメキシコ（14.8%）が高かった
- 業種別でみると、調達先の変更はメキシコの鉄鋼で36.4%と高く、生産地の他拠点から所在国に移管は米国の輸送用機器（自動車／二輪車）が42.9%、メキシコの輸送用機器部品（自動車／二輪車）が29.8%と高かった

USMCAへの対応策（米国、メキシコ、カナダ、複数回答）※単位はいずれも%

製造業

輸送用機器部品（自動車／二輪車）

鉄鋼

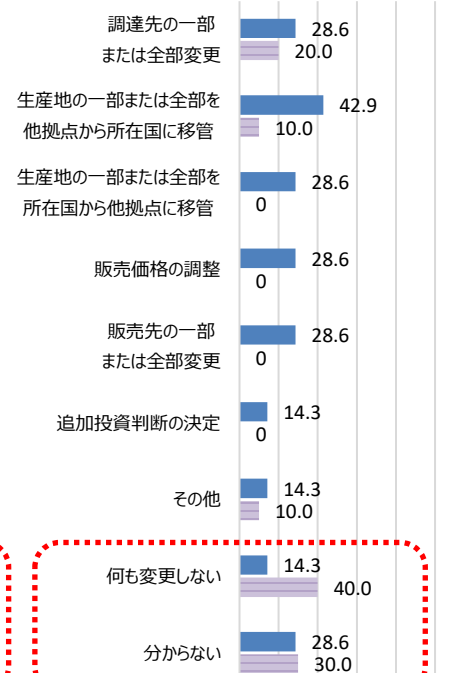
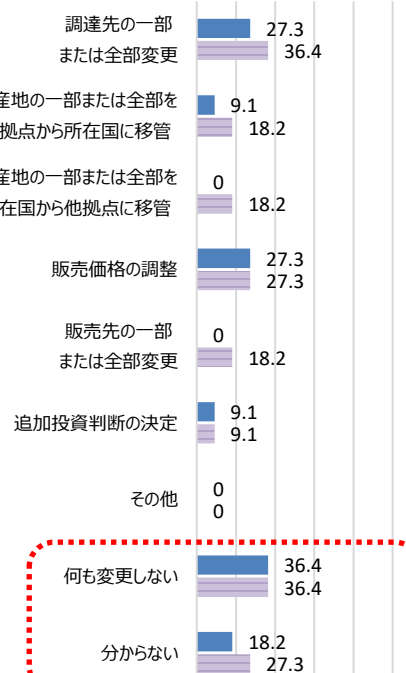
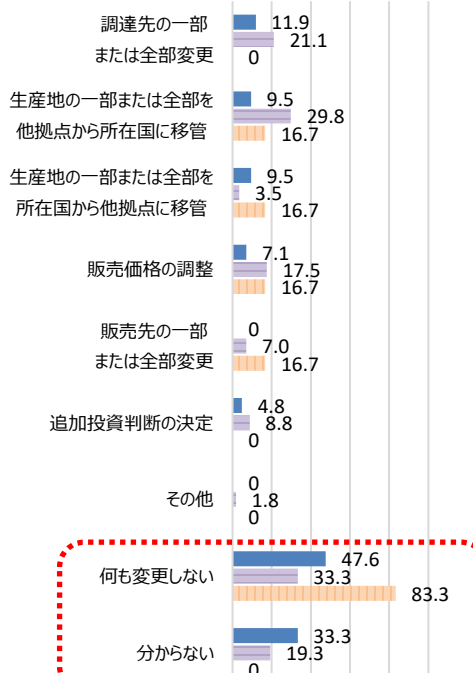
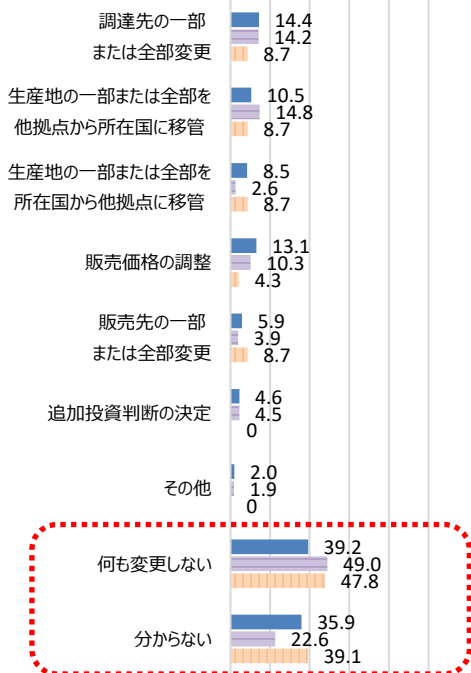
輸送用機器（自動車／二輪車）

■ 米国(153) ■ メキシコ(155) ■ カナダ(23)

■ 米国(42) ■ メキシコ(57) ■ カナダ(6)

■ 米国(11) ■ メキシコ(11)

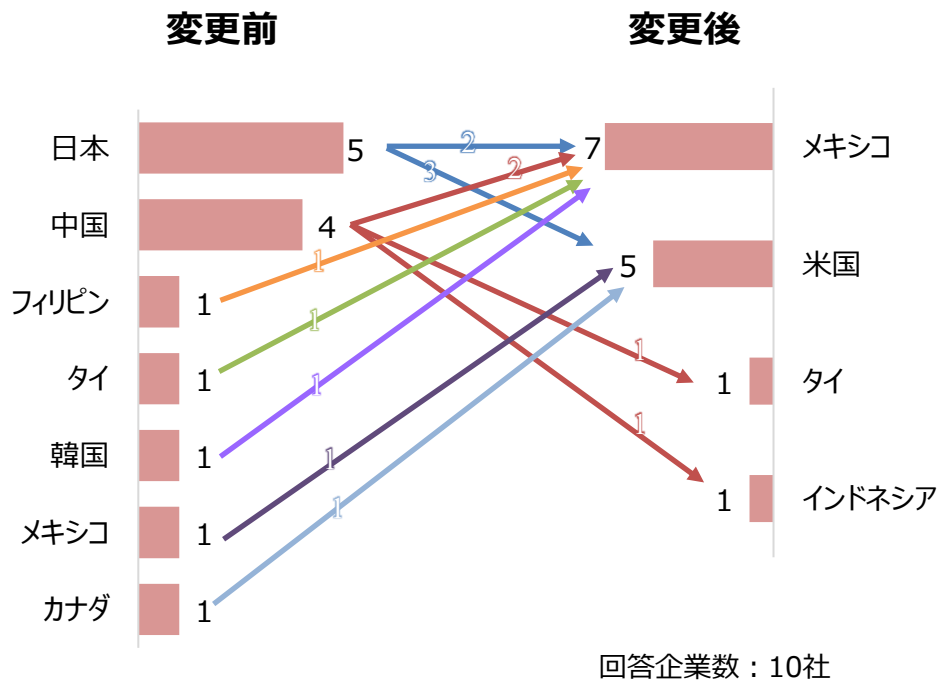
■ 米国(7) ■ メキシコ(10)



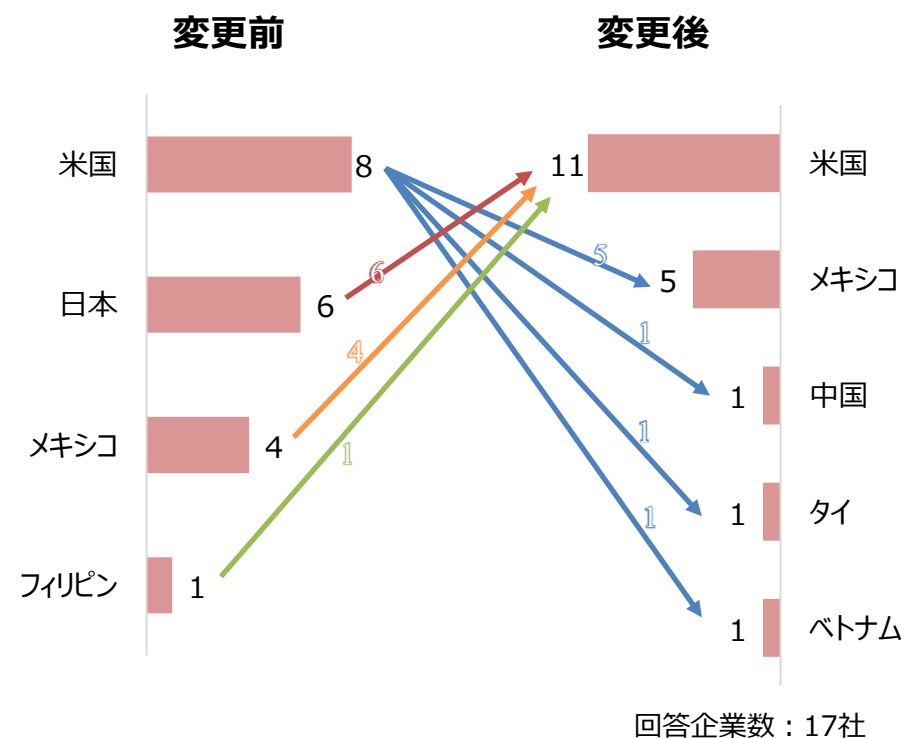
(注) 米国は製造業および各業種のうち、「生産あり」の企業を抽出。

- 在米国の日系企業において、USMCAに何かしらの対策を採るとした回答の中では、「調達先の一部または全部変更」が12.2%で最も高く、次いで「販売価格調整」が11.2%、「生産地の一部または全部を他拠点から米国に移管」が8.3%
- 調達先変更に関しては、域外国から米国やメキシコへ変更すると回答する傾向が見られる

USMCAによる調達先変更 (延べ数、複数回答)



USMCAによる生産地変更 (延べ数、複数回答)



2. USMCA-トランプ政権の運用方針



- ライトハイザー-USTR代表は「Foreign Affairs」誌寄稿文でUSMCAは今後の規範となる貿易協定と強調。特に、労働条項、自動車原産地規則、労働付加価値割合の成果を強調
- 米議会の公聴会（6/17）でも同様の趣旨の発言を繰り返す

ライトハイザー-USTR代表による最近の発言

- トランプ大統領の当選前に、北米で建設された自動車工場の11カ所のうち9カ所は**メキシコ**であった。にもかかわらず、**在墨工場**で製造された自動車の80%は米国で売られている。
- 1994年以降、**自動車産業全体の3割に当たる35万人の雇用をメキシコに奪われた**。
- 米墨間の賃金格差が存在する一つの理由には、**メキシコが労働協定を順守していないこと**にある。USMCAはメキシコに対して、労働組合に民主的な権利を与えると同時に、独立した労働裁判所を設立することを求めている。
- USMCAでは、関税を免れるための域内付加価値割合を75%と高い水準に設定した。さらに、最も付加価値の高い部品の域内付加価値割合、鉄鋼・アルミニウムの調達についても、最低限の水準を設定した。
- USMCAでは、自動車についてはその価値の40%が、ライトトラックについては45%が、時給16ドル以上の労働者によって製造されなければならないという基準を盛り込んだことで、**賃金における価格競争を避けるインセンティブ**を含むことになった。このレートは、現在時給が3ドルほどのメキシコには野心的であるが、**これにより企業にはメキシコのみならず、カナダと米国にも新たな投資を行うインセンティブが生まれる**。
- 労働条項で問題がある場合には「**迅速かつ頻繁な**」行動を取っていくことを議会に約束する。

- 米税関・国境保護局（CBP）が[USMCAセンター](#)を開設し、円滑な運用を支援
- 自動車の原産性証明のうち、労働付加価値割合（LVC）、鉄鋼・アルミの域内調達の実証は、USMCAセンターを通じて提出することになっている

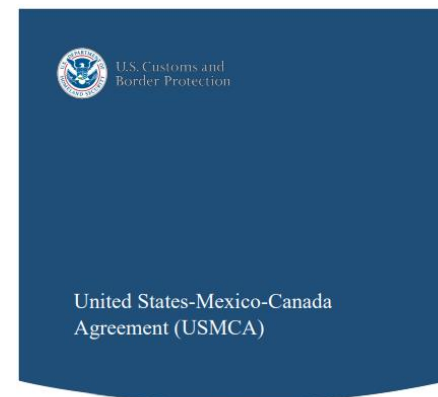
USMCAセンターの概要

- 貿易実務や法律、監査に精通した税関職員が配置。カナダ、メキシコ両税関とも協力し、幅広い利害関係者に情報提供
- 説明会の実施や研修指導への対応、関連資料の作成・配布、関連規則の周知、実務的なガイダンスの提供などを行う



USMCA実施に関する最終インストラクション

- 協定上の特惠関税を享受するための手続き上の要点をCBPが編集
 - 6か月間はケース・バイ・ケースで協定の厳格な執行を控える
 - 特惠関税の申請は輸入者が行い、正確性や資料保管（最低5年間）等に責任を持つ
 - 特惠関税を享受できる品目は、税関使用料であるMPF（FOB価格の0.3464%）も免除される（但し、輸入時に特惠関税の申請が行われた場合に限る：事後申請不可）
 - 自動車のRVC証明のための資料作成・提出は6か月間の猶予あり
（LVCと鉄鋼・アルミ調達の証明に関する追加ガイダンスはCBPが今後発表する）
 - 自動車のLVCと鉄鋼・アルミ調達の証明はCBPのウェブサイト経由、または USMCAautoRoO@CBP.DHS.gov宛てに提出、など



- ☒ インストラクションに関する問合せ：（電話）202-945-7228（Eメール）FTA@CBP.DHS.GOV
- ☒ 自動車原産証明に関する問合せ：（Eメール）USMCA@CBP.DHS.GOV

- ライトハイザーUSTR代表は、米議会の公聴会（6/17）では労働条項に関する「迅速かつ頻繁な」執行を行うと発言。カナダ、メキシコからの鉄鋼・アルミ輸入の増加に対する懸念を表明。メキシコ政府が米国産のバイオ製品の輸入に許可を与えていない件で協議が必要と指摘
- 米国の乳業、石油産業の業界団体がそれぞれ、カナダ、メキシコの対応に不満を表明

事業所単位での早期の労働問題解決パネル

- USMCAの紛争解決条項（別添31-A）では、米墨間で事業所単位の労働問題を早期解決する「**Facility-Specific Rapid Response Labor Panel**」を規定。トランプ政権は積極活用の構え

<優先監視分野>

- 協定文では、航空宇宙、自動車・同部品、化粧品、産業用製パン業、鉄鋼・アルミ、ガラス、陶器、プラスチック、鍛造、セメントにかかる製造業が記載されている。

<仕組み、制裁措置>

- 両国で選定した労働分野の専門家（非米墨人も混合）で構成されるパネルで、懸念のある事業所で「労働基本権の侵害」が行われていると断定された場合、提訴国政府はいずれかの救済措置を採ることができる
 - 同事業所が製造する製品に対する**協定の優遇措置の停止**、もしくは
 - 同事業所が製造する**製品もしくは提供するサービスに対して罰則**を科することができる※ 救済措置の範囲は「労働基本権の侵害の深刻さと比例しており、パネルの見解を考慮して」という記載に留まる。

<濫用防止条項>

- 協定文では、本メカニズムの濫用防止を規定する条項が含まれている（別添31-A.11）。国同士の紛争解決手続きに沿って濫用が認められた場合、提訴国は
 - 相手国による本メカニズムの利用の2年間の停止、もしくは
 - 紛争解決章が規定するその他の救済措置を採ることができる

鉄鋼・アルミ232条関税の復活？

- ライトハイザーUSTR代表は議会公聴会で、**カナダからの、また一部メキシコからの鉄鋼・アルミ製品の輸入急増が見られると懸念を表明**
- 同代表は、**両国と2019年5月17日に締結した共同声明**に基づき、232条追加関税を再び賦課するかどうかを決定するとした
- 共同声明では、輸入国はまず輸出国と協議を行い、その後、急増がみられた品目に追加関税を課すことができるとしている。輸出国は鉄鋼・アルミ分野に限って報復措置を採ることができる

石油業界団体がメキシコを問題視

- 米石油協会（API）は**メキシコ政府による、米企業に対する事業の許認可の過程**に問題があるとしてトランプ政権に改善を要求
- APIは具体的に、メキシコにおける新規の開発拠点、第三者備蓄施設、輸入燃料ターミナルなどの許認可に困難を抱えているとし、墨政府はUSMCAの「投資」「国有企業」章に違反していると指摘している
- トランプ政権の姿勢は現時点では不明

化学品輸入問題でメキシコと協議の構え

- ライトハイザーUSTR代表は議会公聴会で、**メキシコ政府が米国製のバイオ製品に輸入許可を与えていない件につき、協定発効後、正式な協議を申し込む意向**を明かした
- 同代表によるとメキシコ政府は2年にわたり、農業用のグリホサート（発がん性が指摘されている化学物質）の輸入を止めていると指摘
- 米有力議員もメキシコ政府の対応を問題視し、USMCAの紛争解決手続きで扱うべきとの姿勢

乳業の業界団体がカナダを問題視

- 米乳製品輸出協議会、全米生乳生産者連盟は**カナダ政府による乳製品の関税割当制度（TRQ）の運用方針に懸念を表明**
- ライトハイザーUSTR代表は、米酪農家がUSMCAに基づく恩恵（輸入枠の3.59%拡大）を享受できない場合は本件を紛争解決制度に持ち込む意向だとした
- 米業界団体によると、カナダ政府は関税割当の85%を、米輸出業者と競合する国内の乳製品加工業者に配分していると批判している

米国におけるUSMCAに関するリンク集

税関国境保護局 (US CBP)



- [USMCAの特設ページ](#)
 - [実施に関するインストラクション](#)
 - [関連ウェビナーページ](#)
 - [よくある質問集 \(FAQ\)](#)

通商代表部 (USTR)



- [USMCAの意義](#)
- [USMCAに関するファクトシート集](#)
- [USMCA協定文書](#)
 - [統一規則 \(Uniform Regulations\)](#)
- [USMCAが米自動車産業に与える影響予測](#)

労働省 (US DOL)



- [USMCAにおける労働条項に関する解説・労働問題告発のホットライン](#)

官報 (Federal Register)



- [USMCAの原産地に関する統一規則の施行に関する官報](#)
 - [USMCA実施法での労働付加価値割合 \(LVC\) に関する官報](#)
- ➡ いずれも7/1から有効だが、8/31までパブコメの提出が可能

国際貿易委員会 (USITC)



- [USMCAが米国経済に与える影響に関する報告書](#)

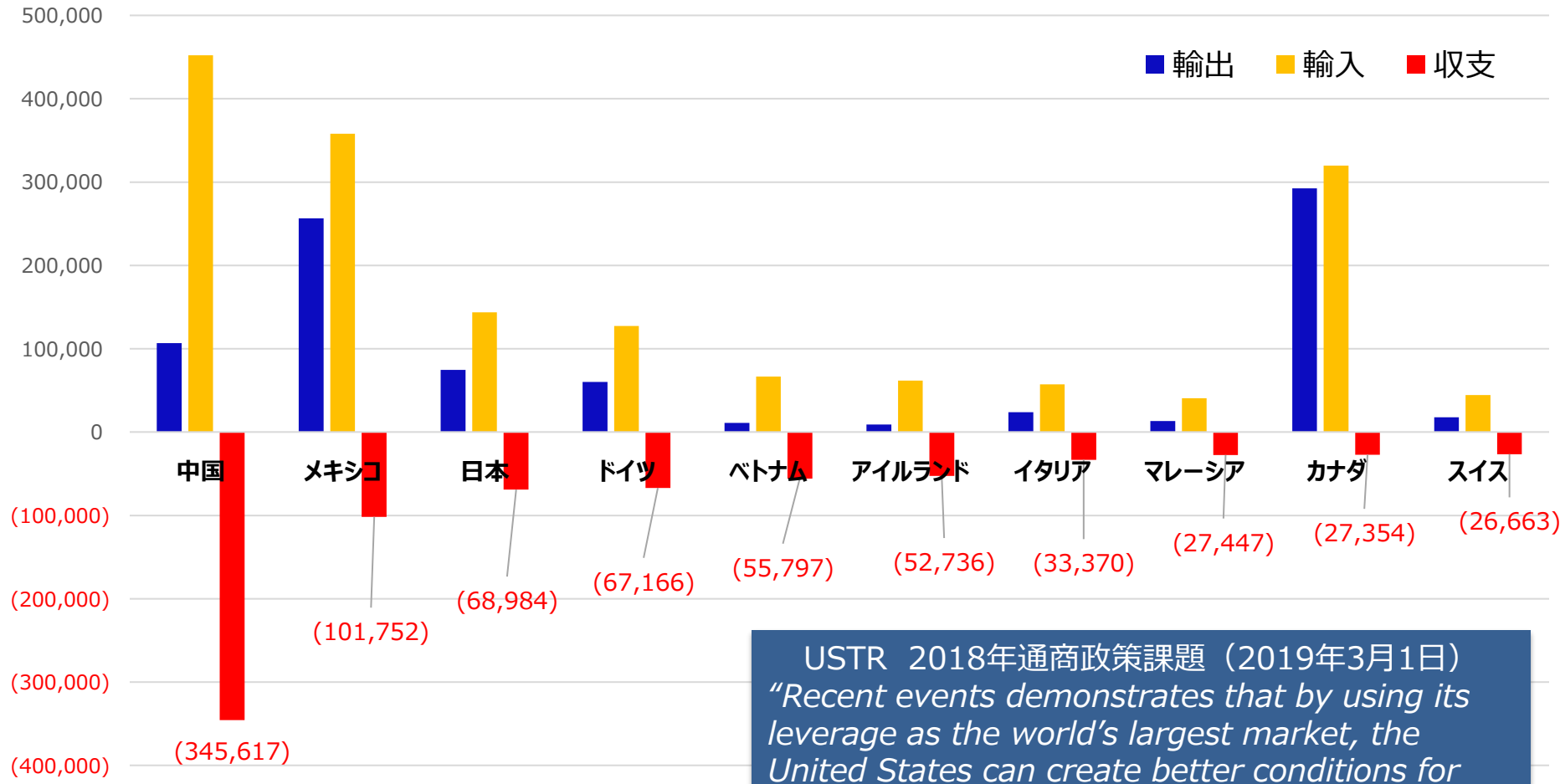
3. トランプ政権の通商政策の 現状と見通し

貿易赤字の解消が至上命題

- トランプ政権は貿易赤字を問題視し、主要輸入国に対して通商関係の見直しを要求
- 国内市場を交渉材料にして米国にとってより良い通商関係の構築を図る戦略

米国の財貿易 国別貿易赤字額上位10カ国（2019年）

（単位：100万ドル）



USTR 2018年通商政策課題（2019年3月1日）
“Recent events demonstrates that by using its leverage as the world’s largest market, the United States can create better conditions for U.S. workers”

（出所）米国際貿易委員会

通商交渉や関税賦課は議会の権限

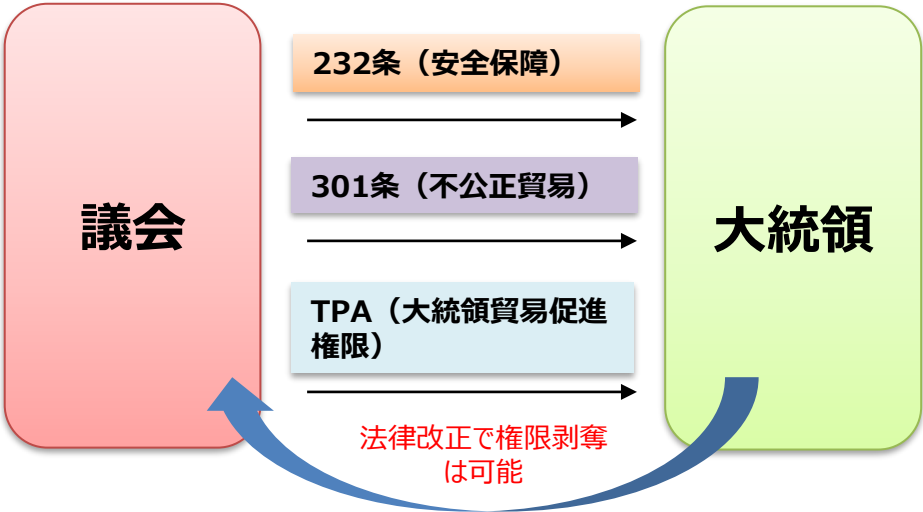
- 米国憲法は、**通商交渉や関税賦課の権限を議会に付与**。大統領は議会から付与された権限（大統領貿易促進権限：TPA）に基づき通商政策を運営（現行のTPAは2021年7月1日まで有効）
- 通商拡大法232条は「米国の安全保障に対する脅威の除去」、通商法301条は「他国の不公正な貿易措置の是正」に対応することを目的として、この議会の権限を大統領に付与するもの
- 法律を改正すれば、議会は大統領から通商権限を取り上げることも可能

合衆国憲法第8条 [連邦議会の立法権限]

第1項：連邦議会は、次の権限を有する。合衆国の債務を弁済し、共同の防衛および一般の福祉に備えるために、**租税、関税**、輸入税および消費税を賦課し、徴収する権限。但し、すべての関税、輸入税および消費税は、合衆国全土で均一でなければならない

第3項：諸外国との**通商**、各州間の通商およびインディアン部族との通商を規制する権限

議会が大統領に権限付与



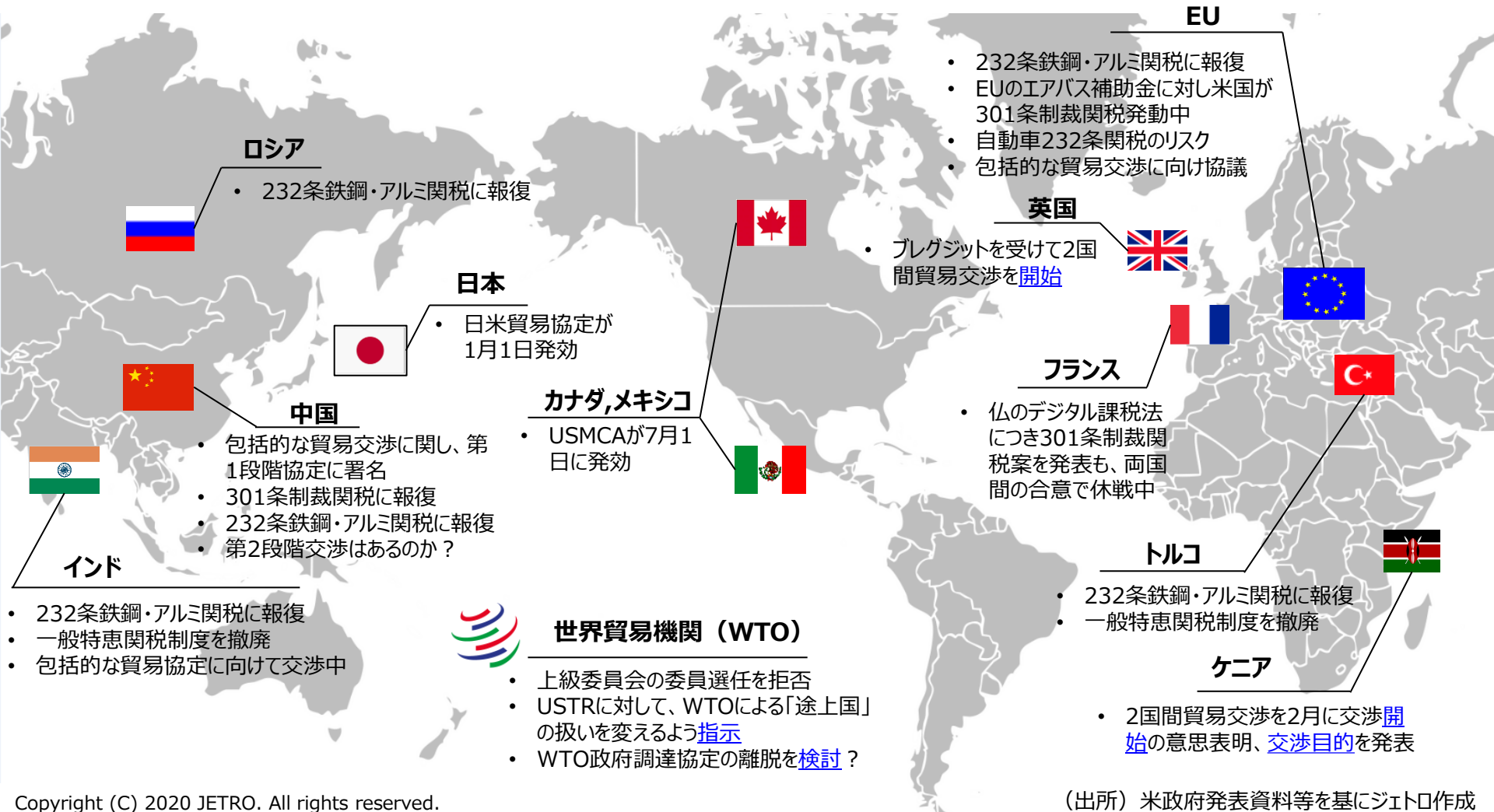
大統領に対する権限付与を行っている主要な法律

- 1930年関税法337条
知的財産権の侵害など何らかの不正な行為による輸入品の流入から国内産業を保護するため、輸入差止めや販売停止を認める（※大統領が任命する委員で構成される国際貿易委員会（ITC）が判断・命令する権限をもつ）。
- 1962年通商拡大法232条（国防条項）
国家安全保障を危うくするほどの数量、または国家安全保障を危うくするおそれのあるような状況で当該産品が輸入されているときには、関税引き上げまたはその他の輸入制限措置をとることを認める。
- 1974年通商法201条
国内産業への重大な損害又はそのおそれがある場合、関税引き上げ、関税割当等のセーフガード措置を認める。
- 1974年通商法301条
貿易相手国の不公正な取引に対する報復措置として、関税や輸入制限を課すことを認める。
- 1974年通商法122条
巨額かつ重大な米国の国際収支赤字に対処するため、経常収支赤字対象国に対し、15%を超えない輸入課徴金や150日以内の輸入制限を課すことを認める。
- 2015年貿易円滑化及び貿易執行法
「大幅な対米貿易黒字（対米黒字が年間200億ドル超）」「大幅な経常黒字（年間の経常黒字がGDP比3%超）」、「継続的で一方的な為替介入（年間でのネットでの外貨買いが対GDP比2%超）」を満たす国と二国間協議を行う。
このほか、「1917年敵国通商法」「1977年国際緊急経済権限法」なども存在。

（出所）米国法律を基にジェトロ作成

各国との通商関係の概観

- 日本との貿易協定が1月1日に発効。米中摩擦は米大統領選を前に第1段階協定が2月に発効。但し、コロナ対応や香港問題などで再び緊張状態
- USMCAが7月1日に発効
- トランプ政権は**今後の最重要課題として、中国の国家資本主義とWTO改革**を挙げる



2020年の優先課題

- ライトハイザー-USTR代表は「Foreign Affairs」誌（6月発表）への寄稿文で、トランプ政権の通商政策は「労働の尊厳」を最重要視し、保護主義と自由貿易の中道を進むものであると、総括している



- 過去の政権が対中政策で無策だったなか、第1段階協定は中国が法的拘束力のある文書に約束した点で大きな成果と強調
- 中国の国家資本主義の改革が残る課題としつつ、第2段階交渉の有無は中国が第1段階の協定を順守するか、国家資本主義を変革する意思を有するか次第との姿勢



- WTOはもはや貿易ルールを議論する場ではなく、係争の場になったと指摘。特に、紛争解決処理手続きを司る上級委員会の裁定に強い不満
- 加盟国が労働者を重視する政策を採る柔軟性を担保しないのであれば、米国は引き続き個別の交渉で通商問題を解決するとの構え



- 包括的な二国間貿易協定の締結を目指し、5月6日に交渉を開始。特に英側は締結を急ぎたいが、ライトハイザー-USTR代表は11月の選挙前の妥結は困難との見方



- 包括的な二国間貿易協定の締結を目指し、7月7日に交渉開始の見通し。交渉が妥結すれば、米国としてはアフリカ・サブサハラ諸国と初のFTAとなる

§301

- USTRは6月2日に、デジタルサービス税を導入または検討中のEUおよび9カ国に対する1972年通商法301条に基づく調査を開始。米議会超党派もUSTRの動きを支持

§232

- 米商務省は5月以降、立て続けに、「変圧器用部材」、「移動式クレーン」、「バナジウム」の輸入に関して、1962年通商拡大法232条に基づく調査を開始

対中通商政策

第1段階の経済・貿易協定が2月に発効

- 米中両国は12月、第1段階の合意に至ったと発表。1月に経済・貿易協定に署名、2月14日に発効。米国はリスト4Bの発動を見送り、発動済みのリスト4Aの追加関税率を15%から7.5%に半減（米国東部時間2月14日以降）すると発表
- リスト1～3の25%の追加関税は第2段階の合意に至らない限り据え置き

米中経済・貿易協定の概要

章立て	主な内容
知的財産権	<ul style="list-style-type: none">● 中国による、商業機密の保護強化、特許および医薬品関係の知的財産権の保護強化、商標権の保護強化と地理的表示（GI）の過度な保護の是正、海賊版・模倣品への対策強化、抑止力のある救済措置・罰則と司法制度上の問題への対応● 中国は協定発効から30日以内にアクションプランを公示する
技術移転	<ul style="list-style-type: none">● 中国における、市場アクセス等を条件とした技術の強制移転の禁止、市場のルールに基づいた技術ライセンスの確保、国の指導による外国技術の取得の禁止、内国民待遇の確保
食品・農産物の貿易	<ul style="list-style-type: none">● 中国は農業関連のバイオ技術につき、透明性、予見可能性、科学ベースの規制手続きを導入● 両国は衛生植物検疫（SPS）につき、科学ベースで無差別の基準を採用
金融サービス	<ul style="list-style-type: none">● 中国による、米国の証券業、保険業、資産運用業、先物取引業に対する外資比率に基づく規制の撤廃（4/1までに執行）● 中国による、米国の電子決済業、銀行業、信用格付業、ディストレスト投資業に対する許認可の改善・迅速化
マクロ経済政策、為替レート関連および透明性	<ul style="list-style-type: none">● 競争的な通貨の切り下げ、為替レートの目標設定など不公正な為替政策の抑制● 為替政策に関する透明性の向上、説明責任および法執行のためのメカニズムの構築（なお、米国は中国の為替操作国認定を1月13日発表の半期為替政策報告書で解除）
貿易の拡大	<ul style="list-style-type: none">● 中国は2017年をベースとし、協定発効から2年かけて最低2,000億ドルの米国産の物品・サービス輸入を増加させる● 2年間で輸入を増やす金額は分野ごとに、製造業で777億ドル、農産品で320億ドル、エネルギー資源で524億ドル、サービスで379億ドルとする
2国間の評価と紛争解決	<ul style="list-style-type: none">● 貿易枠組部会（閣僚級：6か月に1度）、2国間評価・紛争解決室（次官級：四半期に1度）、事務方協議（毎月）、マクロ経済会合（定期的）を設立し、紛争の解決に取り組む● 協議による解決に至らない場合は、事態の緊張化を避け、正常な二国間貿易関係を維持するために適切な、かつ受けた損害に比例した措置を取ることが出来る
最終規定	<ul style="list-style-type: none">● 協定の修正、発効、終了、更なる交渉などについて規定● 片方が書面で通知してから60日後に協定は終了する

米中第2段階交渉の行方は

- 米国産業界は米中第1段階協定の署名を評価も、**早期の第2段階交渉の開始を要請**
- 識者やメディアは中国による米国産品の**輸入増の実現性に懐疑的な見方も**、**政権は大きな成果と擁護**
- 第2段階の有無は「**中国が第1段階協定を順守するか、改革の意思を持つか次第**」との姿勢

米国商工会議所

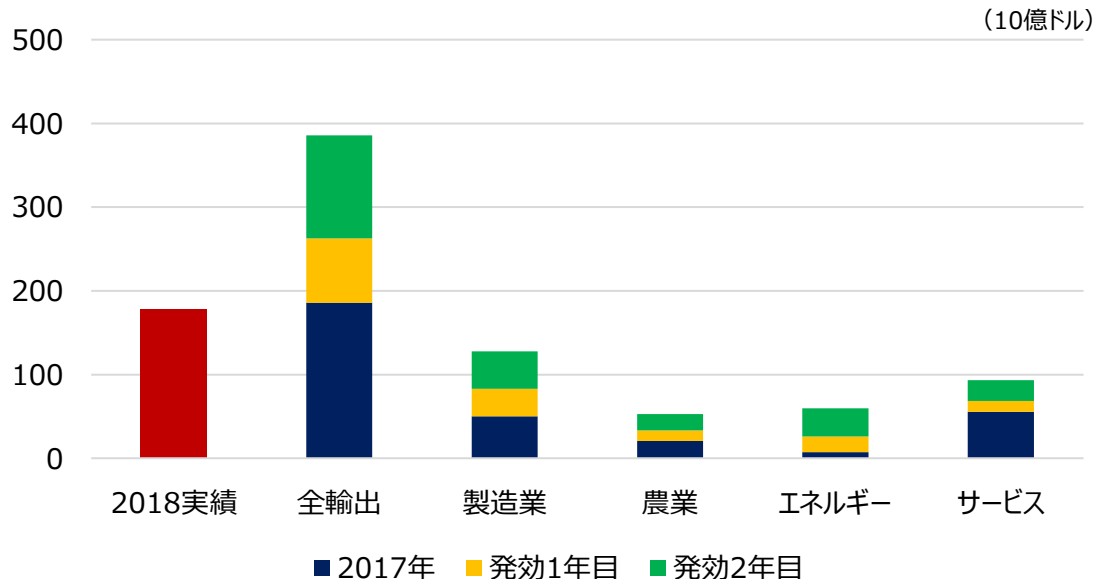
今回の合意が両国の新たな信頼の時代を後押しするとともに、**可及的速やかに第2段階交渉への道を開くことを期待する**（1月15日、[プレスリリース](#)）



ライトハイザー-USTR代表

- 第2段階交渉の有無は、**中国が第1段階の協定を順守するか、国家資本主義を変革する意思を有するか次第**である（Foreign Affairs誌寄稿文、6月10日発表）
- **過去の米政権は対中政策について文字どおり無策だった**。しかし、トランプ政権は初めて中国との間で、**執行メカニズムも備えた法的拘束力のある文書による合意に持ち込むことができた**（上院財政委員会での公聴会、6月17日）

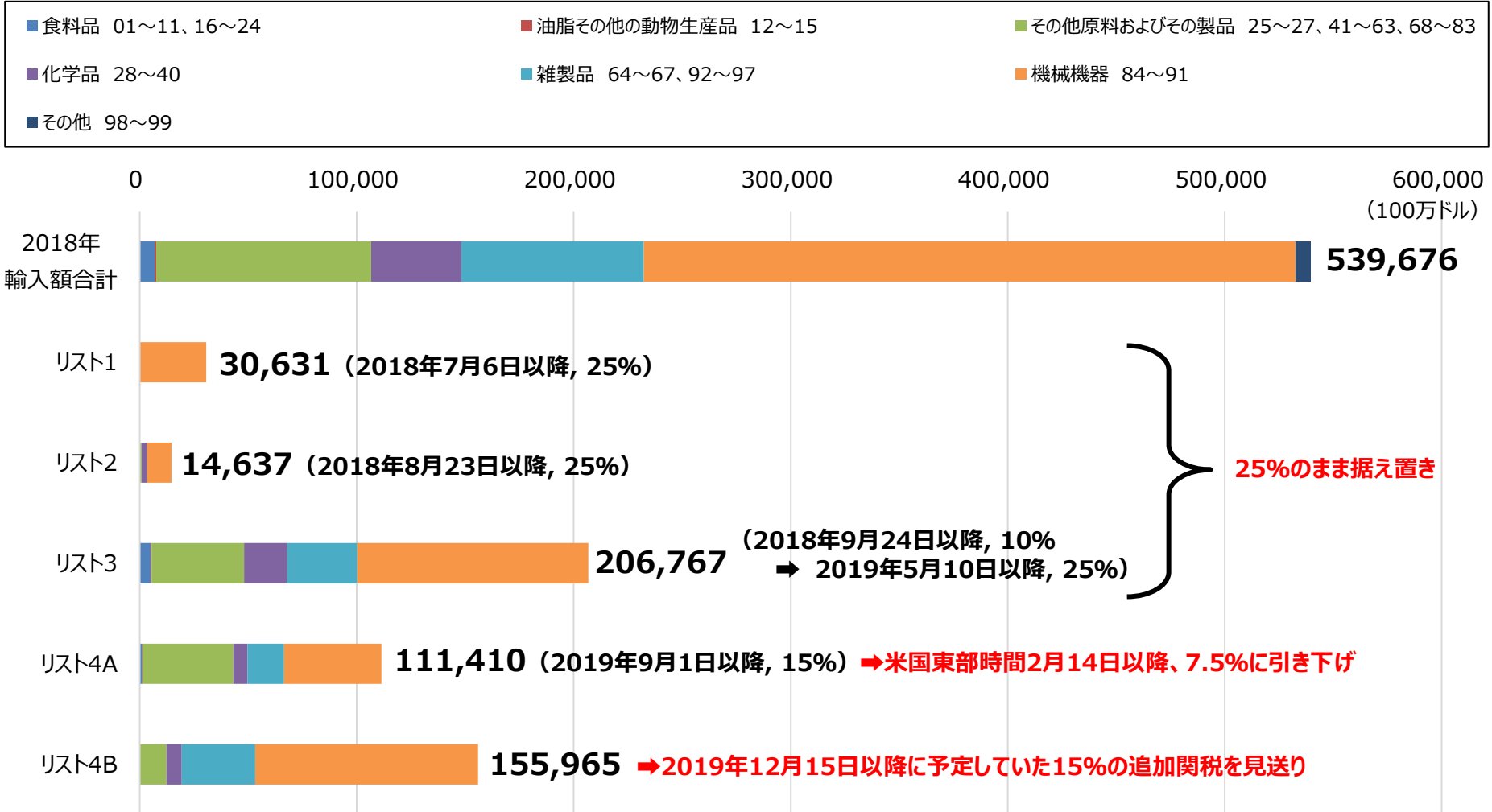
中国が輸入増を約束した米国産品目の対中輸出実績と約束額



(出所) USTR、米国際貿易委員会、商務省経済分析局
 (注) 分野別のデータは、協定内で指定されたHSコード、サービス業種分類のみを抽出

- 2017年の対中輸出実績（物品・サービス）は1,858億ドル
- 今回の協定でベースとなる2017年の実績と、2年間での約束の輸入増分を全て合計すると3,858億ドル
- 2021年までに達成する場合、**2017年実績をベースとしても、年率約45%増が必要**
- 対中追加関税を維持するなか、達成は困難との見方も・・・
- さらに新型コロナウイルスの感染拡大、香港問題を受けて両国関係全般も悪化

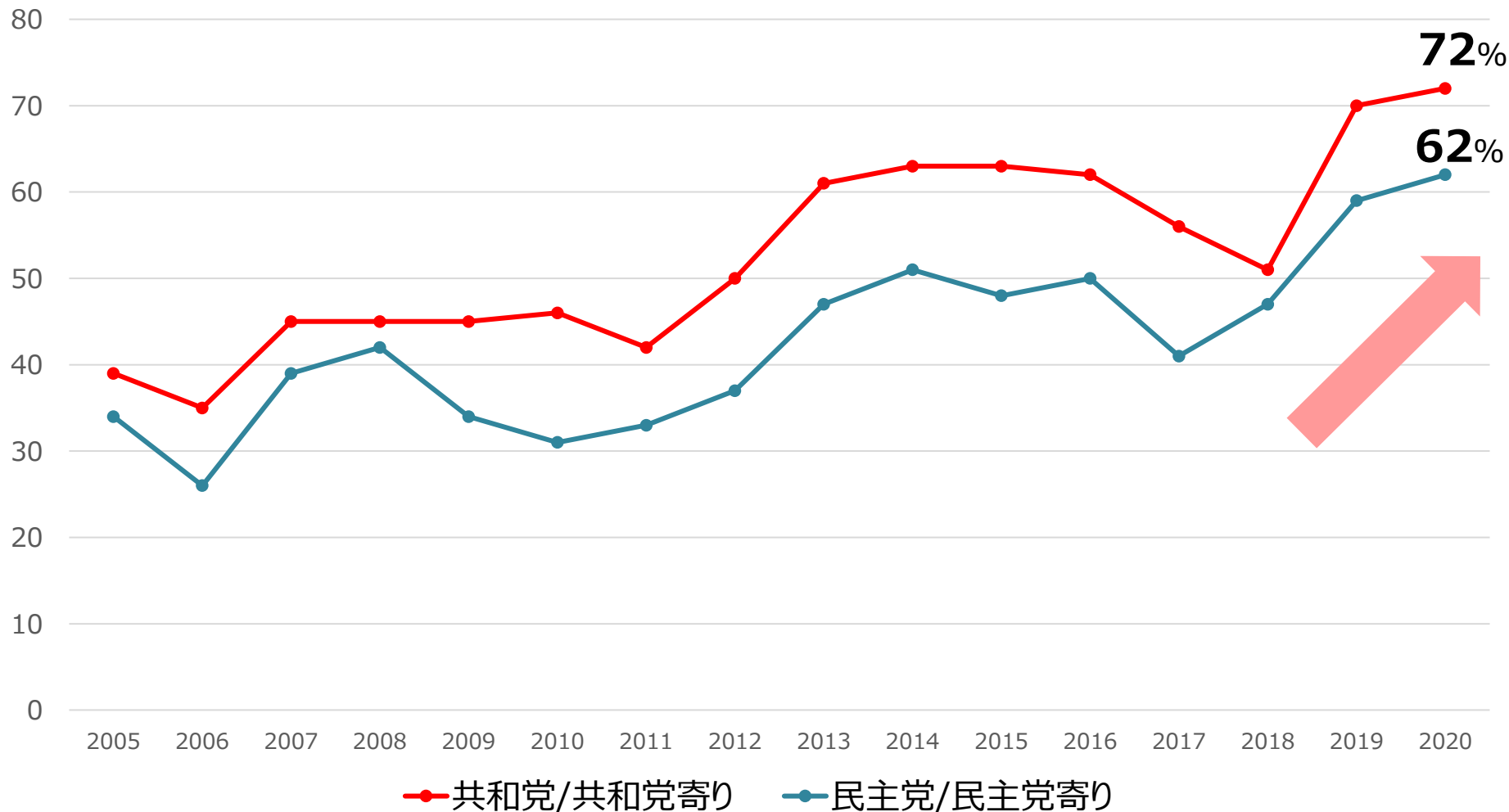
- 第1段階協定の合意・署名を受けて、年末商戦に影響する**リスト4Bのみ未発動のまま見送り**。リスト1～3は**25%のまま**で、**リスト4Aは米国東部時間2月14日以降、7.5%に半減**



(出所) 米国際貿易委員会 (ITC) データベースおよび米国連邦官報などより作成

- トランプ大統領は過去の米政権が中国の不公正な貿易慣行等を許してきたと批判
- 対中強硬は分断が進む米議会共和党、民主党が合意できる数少ない政策課題に

中国を好ましくないと見る米国民の割合（党派別）



香港への優遇措置を変更する可能性

- トランプ大統領は5月末、中国政府による香港への国家セキュリティ法導入を受けて、1992年香港政策法に基づく香港への特別待遇措置の停止、中国と香港政府要人への制裁発動の可能性に言及
- 6月1日からは学生ビザで渡米しようとする中国籍保有者の一部の入国を停止
- また、政権の作業部会に対して、米国の株式市場に上場している中国企業の動向に関する検証を指示



- 「香港はもはや、米国が香港の中国返還以降に与えてきた特別な待遇を保障するのに十分な自治を維持できていない。中国は約束してきた『一国二制度』を『一国一制度』に転換した」、「米国が香港に認めてきた優遇措置を撤廃する手続きを進めるようわが政権に指示する」
(5月29日ホワイトハウスでの演説)

大統領が示唆した政策変更等

- 香港との犯罪者引き渡し条約の停止 ➡ 未実施
- デュアルユース品目の輸出管理に関する例外措置の取り消し ➡ 実施済み
- 国務省による香港への渡航注意情報の勧告レベルの見直し ➡ 実施済み
- 中国本土とは異なる関税圏・渡航圏としての香港の扱いの取り消し ➡ 未実施
- 香港の自治権剥奪に関与した中国および香港の政府要人に対して強力な制裁措置 ➡ 実施済み
- 米国の株式市場に上場している中国企業の動向に関する検証 ➡ 開始済み

一部学生ビザでの中国からの入国を停止

- [大統領布告](#)に基づき6月1日以降、大学の学部生を除き、FビザまたはJビザに基づき米国で研究を行うため渡米しようとする中国籍保有者で、中国政府による「[軍民融合戦略 \(military-civil fusion strategy\)](#)」(注)を実施・支援する組織体に関わっている、過去に関わっていた者の入国を停止

(注) 中国政府もしくはその要請に基づいて中国の軍事能力発展のために重要・新興技術をはじめとした外国の技術を取得・転用する行為

技術面でのデカップリングは必至か

- トランプ政権は関税のほか、輸出管理、投資規制の手段を用いて、中国の不公正な貿易慣行から米国の利益を守るとともに、これ以上、中国に戦略的な優位性を与えない方針

輸出管理

機微な技術を米国外に出さない

- ✓ 輸出管理規則（EAR）に基づき、ファーウェイ等中国企業を規制対象に追加
- ✓ EARをより強化する輸出管理改革法（ECRA）が成立。輸出を規制すべき分野として加える「新興技術」と「基盤的技術」の特定にかかる作業が進行中

投資規制


米国内の機微な技術・情報にアクセスさせない

- ✓ CFIUSの権限を強化する外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）が成立。審査対象の拡大など、米国への投資案件をより厳格に審査
- ✓ 2020年2月13日から新ルールが始動

政府調達

米政府機関がリスクのある製品を調達することを禁止

- ✓ 懸念のある中国企業からの直接の調達を禁止するとともに、それら中国企業から製品等を調達している企業からの調達も今後禁止



これらのほか、中国からの科学技術分野の留学生へのビザ発給の厳格化や、米司法省による産業スパイの取り締まり強化といった動きもみられる



2019年5月15日：トランプ大統領が、**安全保障を脅かす情報通信技術及びサービスに関する取引などを禁止する大統領令**に署名→2020年5月14日に**更新**

- 安全保障上の懸念があると商務長官が判断した場合に、情報通信技術やサービスに関する取引を禁止できる。※ファウエイを名指しはしていない
- 商務省が11月26日に**規則案を発表**、1月10日までパブコメを募集。その後、動きなし・・・



5月16日：ロス商務長官が、**ファウエイおよび関連68社**を輸出管理規則（EAR）に基づくエンティティリスト（EL）へ**掲載**

- EL：大量破壊兵器拡散の懸念がある、または米国の安全保障・外交政策上の利益に反する企業等のリスト
- EL掲載企業等へ米国製品を輸出・再輸出する際は、事前の許可が必要。だが、今回追加した企業への輸出・再輸出は「原則として不許可（presumption of denial）」扱いのため、事実上取引ができない（20年8月13日までは、既存のサービスの維持など限定された取引のみ可能）

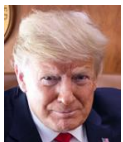


6月29日：トランプ大統領は、米中首脳会談後の記者会見で、**国家の緊急的な問題に関連しない機材はファウエイに売ることができる**とし、輸出規制の緩和を**示唆**



6月30日：クドロー国家経済会議委員長が、大統領の発言は恩赦ではないとし、「**ファウエイはいわゆるエンティティ・リストに残り、厳しい輸出管理が適用される**」と発言

- トランプ政権は米中貿易交渉とファーウェイ問題の扱いは切り離れた格好
- 米中第1段階経済・貿易協定の妥結後も、ファーウェイ等中国企業への締め付けを強化



2019年8月18日：「（ファーウェイとは）一切ビジネスをしたくない。**国家安全保障上の脅威**だからだ」（記者会見での発言）



8月19日：ロス商務長官が**ファーウェイ関連46社**を輸出管理規則（EAR）に基づくエンティティリスト（EL）へ**追加**「**ファーウェイは5Gと関係している。誰かが5Gに障害をもたらしたら、何も機能しなくなる。手遅れになるまで、何が起きているか分からないのがリスク。それが大統領の不安でもある**」(TVインタビュー)

暫定包括許可（TGL：Temporary General License） <下記に該当する取引は**20年8月13日まで**規制猶予>

- 1. 既存のネットワークおよび機器の継続的運用**：19年5月16日以前に、ファーウェイ・関連114社と締結した法的拘束力のある契約で、既に運用されているネットワークおよび機器を維持・サポートするために必要な取引（ソフトウェアの更新を含む）
- 2. 既存の携帯電話へのサポート**：19年5月16日以前に、一般に利用可能だった既存のファーウェイ製携帯電話へのサービスを提供するために必要な取引（ソフトウェアの更新を含む）
- 3. サイバーセキュリティ調査と脆弱（ぜいじゃく）性の開示**：既に存在し運用されているネットワーク、機器、携帯電話の信頼性を維持するために不可欠なセキュリティ調査に関連する場合に、ファーウェイなどが所有、管理する製品のセキュリティ上の脆弱性に関する同社らへの情報開示
- 4. 5G基準開発への取り組み**：正式に認められた国際標準化団体の一部として、5G標準の開発に必要なファーウェイなどとの関与

11月18日：商務省がTGLを2月16日まで延長と**発表**→その後、数度の延長を経て**8月13日で終了の方向**

11月22日：米連邦通信委員会が、公的な補助金を受けている米通信企業によるファーウェイ、ZTEからの製品・サービスの調達を禁止する規則を採択、1月3日に**施行**

- トランプ政権は5月、**ファーウェイへの輸出管理を強化**。特定の米国製技術・ソフトウェアを用いて米国外で製造された製品（物品・技術・ソフトウェア）をファーウェイへ納める場合も米政府の許可が必要に
- しかし、6月には**5G等の新興技術の国際標準策定の過程で、既にファーウェイが参画しているものに関して**は、**一部の製品を許可なしでファーウェイに開示してもよい**と、規則を限定的に緩和



20年3月12日：トランプ大統領が、安全保障上の脅威となる企業から、連邦補助金を使用して通信機器・サービスを購入することを禁じる**法案に署名**



5月19日：商務省が、ファーウェイと関連114社向けの輸出管理を強化。**指定した米国製技術・ソフトウェアを用いて米国外で製造された製品の対ファーウェイ輸出も許可が必要に**

➡米国外の工場で米国製の半導体設計装置などを用いて製造した半導体などをファーウェイに納めることが実質不可能に

※但し、5月15日の時点で、既にファーウェイなどの設計仕様に基づき生産を始めている場合で、その完成品の再輸出などを行う際は、5月15日から120日以内であれば許可を求めない

しかし、ファーウェイを抑え込めない面も・・・



6月18日：商務省は、ファーウェイと関連114社向けの輸出管理規則を限定的に緩和。EARにおいて規制品目リスト（CCL）に掲載されていない技術（EAR99と定義される）と、CCL上で反テロリズム（Anti Terrorism）規制のみがかかっている技術については、**国際標準の改訂・策定に貢献する目的であれば**、BISの許可なくファーウェイおよび関連企業に**開示できるようになる**

➡米技術が5G等の国際標準から排除されることを懸念した米産業界、議会の要請を受け対応

※あくまで標準化への貢献のための技術「開示」が認められるのみで、商業的取引は引き続き禁止対象

輸出規制 | ファーウェイの存在感（参考）

- ファーウェイは5G標準必須特許保有数で、企業1社としては世界最大
- 米半導体メーカー等の中には、売上全体に占める対ファーウェイの売上の割合が高い企業も

主要メーカー別5G標準必須特許保有数 (2020年2月時点)

企業名	保有数
ファーウェイ（中国）	3,147
サムスン電子（韓国）	2,795
ZTE（中国）	2,561
LGエレクトロニクス（韓国）	2,300
ノキア（フィンランド）	2,149
エリクソン（スウェーデン）	1,494
クアルコム（米国）	1,293
インテル（米国）	870

(出所) Iplytics "Who is leading the 5G Patent Race?"
(February 2020)

売上全体に占める対ファーウェイの割合が 高い米半導体等メーカー

米企業名	対ファーウェイ ビジネスの割合	2018会計年度の 各社売上高（100万ドル）
NeoPhotonics Corp (伝送用高速デバイス)	49.0%	322.5
Lumentum Holdings Inc (光通信・商業用レーザー)	18.4%	1,247.7
Inphi (高速データ処理用半導体)	14.0%	294.5
Qorvo Inc (RF半導体)	13.0%	2,974.0
Micron Technology Inc (半導体)	13.0%	30,390.0
II-VI Inc (光学部品)	9.1%	1,158.8
Finisar Corp (半導体レーザー)	8.4%	1,316.0
Knowles Corp (BAドライバー)	5.4%	826.9
Broadcom Inc (半導体)	5.3%	20,848.0

(出所) Bloomberg Supply Chain, 各社ウェブサイトより作成

对EU通商政策

- USTRは10月18日、WTOでの裁定結果を踏まえてEUからの輸入額**75億ドル相当**の品目に報復関税を**発動**。**3月18日から大型民間航空機への追加関税率を引き上げ**（10%→15%）
- さらにUSTRは2020年6月、報復関税対象の品目・関税率を拡大すべきか**パブコメ募集を開始**

経緯と今後の流れ

2018年5月：WTOがEUによるエアバスへの補助金がWTO協定違反とする米国の訴えを認める

2019年4月12日：USTRが301条によるEUへの関税賦課候補を発表（輸入210億ドル相当の317品目）

7月1日：USTRがEUへの関税賦課追加候補を発表（輸入40億ドル相当の89品目）

8月5日：パブコメ期限、USTRが公聴会開催
8月12日：公聴会証言への反証を含むパブコメ期限

10月2日：WTOが米国が取り得る制裁の許容範囲を発表
10月14日：WTOが正式に米国の報復を承認

10月18日：USTRが制裁関税を発動

3月18日：EUの大型民間航空機への追加関税率を15%に引き上げ

関税対象候補品目の概要

● 発動日

2019年10月18日

● 追加関税率

大型民間航空機 → **10%** → **15%**
3月18日から引き上げ

農林水産品その他品目 → **25%**

● 品目数

米国のHTSコード8桁の分類で160品目
品目ごとにEU内の原産国の指定あり



ライトハイザー-USTR代表

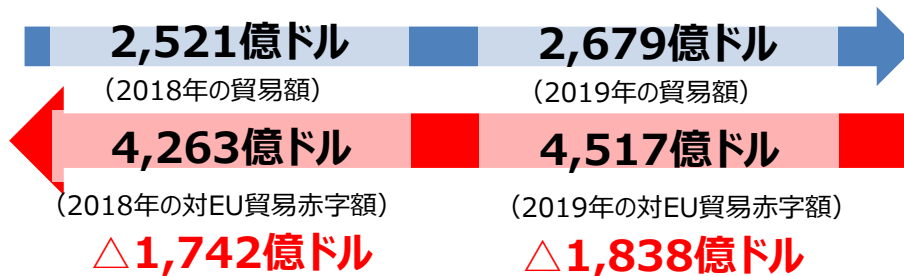
米国は追加関税率を最大100%まで引き上げる権利を有しているが、関税率はEUとの協議を基に、継続的に審査をしていく

米国による対ボーイング補助金もWTO違反との結果が出ており、いずれEUも対米制裁措置の権利を有する。米国が対抗措置の執行を選択することは近視眼的で望む結果をもたらさない



マルムストロム前EU委員（通商担当・当時）

- 米国はオバマ政権時の2013年7月からEUとの包括的貿易投資協定（TTIP）の締結に向けて交渉を継続していた
- しかし、2017年1月のトランプ政権発足以降、米EU間の交渉は実質仕切り直しに。EU側が農業分野を交渉対象から除外する意向を示すも米国が認めず、交渉を開始できない状態が続く



※英国は除く。英国とは別途、二国間貿易交渉を[進行中](#)

ライトハイザー-USTR代表



- 2019年1月にEUとの[交渉目的](#)を発表。農業分野の市場アクセスも交渉に含む意向
- 2020年1月、トランプ大統領がフォン・デア・ライエンEU委員長との会談後に、交渉の合意がなければ、EUからの自動車輸入に対して追加関税を課す可能性を示唆
- 2020年[大統領通商政策課題](#)では、EUとの貿易交渉に優先度をもって取り組むとしている

ホーガンEU委員（通商）

- EUも2019年4月に米国との[交渉目的](#)を公表。農業分野の市場アクセスは除外と明記
- EUの産業界は、米国からの追加関税を懸念。また、米EUは協力して、対中政策というより大きな課題に立ち向かうべきと主張
- ホーガン代表は2020年1月、2月と短期間に2回ワシントンを訪問するも、目立った成果は見られず。新型コロナウイルスの影響で3回目の訪問が延期に



- USTRは6月2日、デジタルサービス税を導入または検討中のオーストリア、ブラジル、チェコ、EU、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコ、英国の10カ国・地域に対して、[1974年通商法301条に基づく調査を開始](#)（フランスとの間では個別交渉により一旦鎮静化）
- 米議会も、他国・地域のデジタルサービス税は米IT大手を狙い撃ちするものであり、OECDでのルール形成の議論がまとまらない内に、一国主義的に課税に踏み込み動きをけん制、USTRを支持

（参考）フランスとの経緯

2019年4月～：フランス議会によるデジタル課税法案の審議

7月10日：USTRがフランスのデジタル課税法案につき、301条に基づく調査を開始

7月25日：デジタル課税法案がマクロン大統領の署名を経て成立・施行。2019年1月1日以降の売上に対して課税開始

8月19日：USTRが公聴会を開催
8月26日：公聴会での証言に対する反証を含むパブコメの提出期限

12月2日：USTRが報復関税案および公聴会開催を発表。
パブコメも募集（1月6日まで）

1月7日：USTR301条委員会主催の公聴会
1月14日：公聴会証言への反証意見の提出期限

1月20日：両首脳会談を持って一旦事態は沈静化

上院財政委員会（通商所管）声明



（右）チャック・グラスリー上院財政委員長
（共和党、アイオワ州）

（左）ロン・ワイデン上院財政委 少数党筆頭理事
（民主党、オレゴン州）

OECD加盟国が（それぞれ）デジタルサービス税導入に関して行っていることは、OECDの取り組みに反するものである。我々はUSTRが301条を使って、これら差別的で一国主義的な措置を調査することを支持する（[6月2日声明](#)）

OECDでの議論

加盟国間で、デジタル分野を含めた国際課税ルールの見直しを議論しているが、米国が検討中の新ルールへの参加を企業の選択制にすべきと提案しており、議論が収束する見込みは立っていない・・・

通商拡大法232条

232条 | 通商拡大法232条とは？

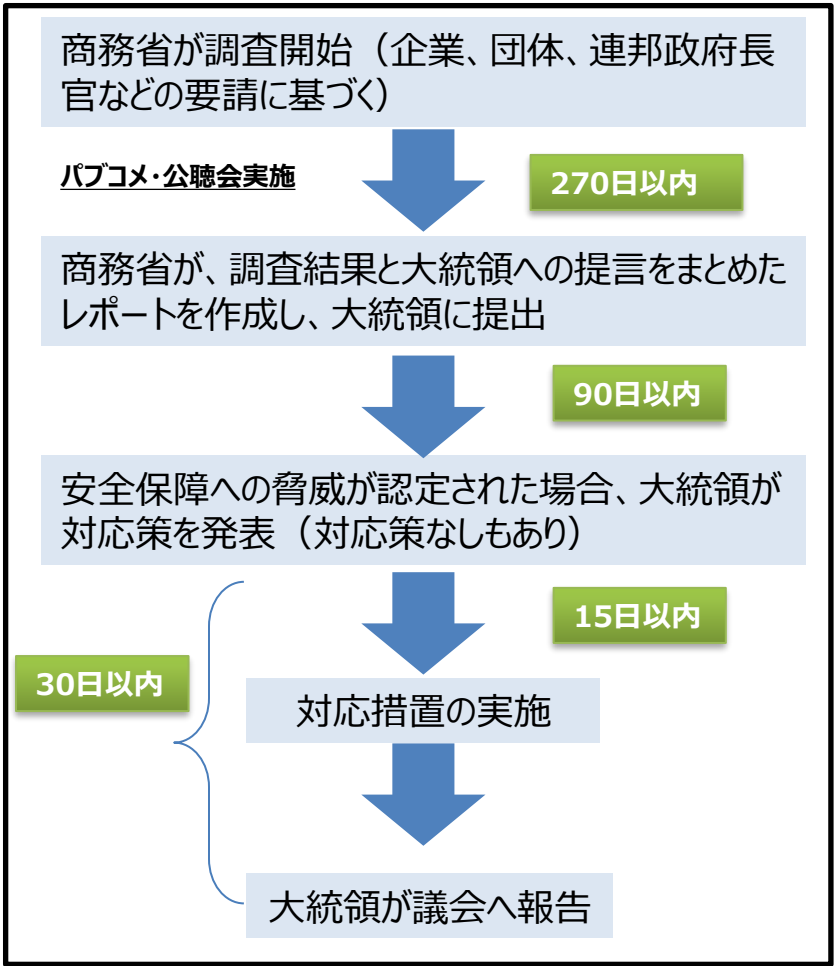
- 通商拡大法232条は、**特定製品の輸入が米国の安全保障を侵害する恐れがある**と商務省が報告し、大統領が認めた場合、**関税引き上げを含む輸入制限措置を取る権限**を大統領に与えている
- トランプ大統領による鉄鋼・アルミニウムへの発動を除けば、大統領が輸入制限措置を取ったのは原油の禁輸措置に関する2回（1979年イラン、1982年リビア）

トランプ政権以前の232条調査の実施例（1990年～）

実施年	対象品目	商務省の決定	大統領	要請者
2001年	鉄鉱石、鉄の半製品	安全保障に対する脅威なし。	ジョージ・W・ブッシュ	ジェームス・オバスター下院議員(ミネソタ州) バート・スプーアック下院議員(ミシガン州)
1999年	原油	安全保障に対する脅威を認定。ただし、大統領に対しては輸入に係る是正措置は行わないよう提言(政権の他の施策による対応の方が適切と判断)。大統領も同条に基づいた対応はせず。	ビル・クリントン	商務長官 ※ジェフ・ビンガマン上院議員など11名の上院議員の要請に基づいて実施
1994年	原油、石油精製品	安全保障に対する脅威を認定。ただし、大統領に対しては輸入に係る是正措置は行わないよう提言(政権の他の施策による対応の方が適切と判断)。大統領も同条に基づいた対応はせず。	ビル・クリントン	米国独立系石油協会(IPAA)などの産業団体、個人、企業
1993年	セラミック半導体	安全保障に対する脅威なし。ただし、国内産業に対するアクションプランの実施を提言。	ビル・クリントン	民間企業
1992年	ギア、ギア製品	安全保障に対する脅威なし。ただし、国内産業の維持(maintenance)に係る施策を提言。	ジョージ・H・W・ブッシュ	アメリカ歯車工業会(AGMA)

(出所) BIS資料からジェトロ作成。

調査実施から発動までのスケジュール



232条 | 5月以降立て続けに新たな品目での調査開始

- 米商務省は5月以降、立て続けに新たな輸入品目に232条調査を開始
- 自動車・同部品輸入は「安保上脅威」と認定しつつも、輸入制限措置は未発表のまま



輸入製品	商務省の調査開始	商務省の報告書提出	大統領の判断	輸入制限措置
鉄鋼製品*	2017年4月19日	2018年1月11日	2018年3月8日 脅威認定	<ul style="list-style-type: none"> 2018年3月23日以降、25%の追加関税 2020年2月8日以降、一部派生品にも関税を賦課
アルミ製品*	2017年4月26日	2018年1月17日	2018年3月8日 脅威認定	<ul style="list-style-type: none"> 2018年3月23日以降、10%の追加関税 2020年2月8日以降、一部派生品にも関税を賦課
自動車・同部品*	2018年5月23日	2019年2月17日	2019年5月17日 脅威認定	期限後も措置は未発表 日本には発動しないことを確認
ウラン製品	2018年7月18日	2019年4月14日	2019年7月12日 脅威否定	—
スポンジチタン	2019年3月4日	2019年11月29日	2020年2月27日 脅威認定	主要な輸入元の国含めて安定的確保のための手段を策定
変圧器・同部材*	2020年5月4日	—	—	—
移動式クレーン	2020年5月6日	—	—	—
バナジウム	2020年5月28日	—	—	—

* の品目は商務省が独自に調査を開始した案件

(参考) 日米貿易協定

- 日米間の**農業・工業品にかかる貿易協定および、デジタル貿易協定が2020年1月1日に発効**

■ 今回の合意内容の概要（詳細はジェットHP「[日米貿易協定早わかり](#)」を通じて両国政府発表資料等を参照）

	 譲許内容	 譲許内容
農産物	<ul style="list-style-type: none">・ 米国から輸入する141億ドルの農産物につき、既に無関税となっている52億ドル分を除く残りの72億ドル分の輸入に関して、その90%につき、関税の撤廃・削減等、特恵の市場アクセスを与える・ 日本がTPPで認めた範囲内の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 日本から輸入する4,000万ドルの農産物42品目につき、関税を撤廃もしくは削減・ かつ、日本からの牛肉輸入に対して、低関税が適用される関税割当枠を拡大
工業品	<ul style="list-style-type: none">・ 有税工業品は譲許せず	<ul style="list-style-type: none">・ 日本から輸入する工業品の一部につき、関税を撤廃もしくは削減・ 自動車・同部品は「関税の撤廃に関して更に交渉」を協定に明記

デジタル貿易（主な条項）

電子的に取引されるデジタル製品に関税を適用しない

課税手段を含めて、相手国のデジタル製品を自国製品と差別しない

コンピューターのソースコード、アルゴリズムの開示要求を禁止

全ての分野において障壁の無い越境のデータ取引を保証する

金融サービス業者向けも含めて、データのローカライゼーション規制を禁止

企業が自社製品に導入する革新的な暗号化技術を柔軟に選択できるよう保証

- ジェトロが日本から米国への輸出にかかる解説書を作成

日米貿易協定解説書

日米貿易協定の特恵税率の利用について



JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

👉 下記URLからダウンロードできます

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/us-japan/us-jp.pdf

日米貿易協定解説書—日米貿易協定の特恵税率の利用について

Contents

関税編

A：輸出する品目のHTSコードを特定する

1. HTSコードの特定	06
1-1 HSコードとは	06
1-2 HSコードの調べ方	07
1-3 HTSコードの調べ方	11
【参考】米国での事前告示制度の利用	12
【参考】米国の事前告示情報データベース(CROSS)	13

B：関税率を調べる

2. 関税率の調べ方	16
2-1 関税率を調べる手順	16
2-2 通常適用される税率(MFN税率)を調べる	17
2-3 日米貿易協定税率を調べる① ～関税率表の見方～	19
2-4 日米貿易協定税率を調べる② ～実施区分の確認方法～	20
2-5 日米貿易協定税率を調べる③ ～米国の関税率の引下げ日と端数処理～	23
【参考】「World Tariff」の使い方	24
【参考】日本産牛肉の輸出について	26

原産地規則編

C：原産地規則を満たしているか確認する

3. 原産地規則	28
3-1-1 原産地規則の概要	28
3-1-2 原産地規則の全体像	29
3-2 日米貿易協定における原産性の判定基準	30
【参考】日米貿易協定の品目別原産地規則(PSR)	32
3-3 原産性判定 関税分類変更基準	33

D：輸入者による特惠待遇の要求を行う

4. 救済規定	38
4-1 僅少の非原産材料(デミニマス)	38
【参考】累積	39
5. その他の規定	40
5-1 代替性のある産品または材料	40
5-2 包装材料・容器・付属品・間接材料等の扱い	41
5-3 産品のセット	41
5-4 過渡及び積替え	42

D：輸入者による特惠待遇の要求を行う

6. 原産地手続	44
6-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度	44
6-2 日米貿易協定の特恵税率の要求	45
6-3 米国による原産性の確認手続	46
6-4 書類保存に関する留意	46
6-5 原産性判断の根拠と根拠書類の一例	47

【コラム】日米デジタル貿易協定の意義 49

ご清聴、誠にありがとうございました

磯部 真一 | *Shinichi Isobe*
Director, Research & Information Services
JETRO New York
565 Fifth Ave, 4th Floor New York, NY 10017
TEL 212-997-0421 | FAX 212-997-0464
shinichi_isobe@jetro.go.jp

ジエトロ ビジネス短信（無料公開）
www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/n_america/us/

Disclaimer

本資料は、その内容に関する有用性、正確性、知的財産権の不侵害等の一切について、作成者及び作成者が所属する組織が如何なる保証をするものでもありません。また、本レポートの読者が、本レポート内の情報の利用によって損害を被った場合も、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる責任を負うものでもありません。